

生活保護「住宅扶助基準額」の見直しについて(平成27年7月1日から)

生活保護制度における「住宅扶助」については、平成27年7月1日、基準額の見直しが全国で実施されます。ただし平成27年6月現在受給中の世帯には、経過措置が設けられています。

平成27年7月以降、家賃額が基準額を超える世帯には、経過措置が適用される場合等を除き、転宅が必要となる場合があります。

- 【見直しの内容】
- ◎ 住宅扶助上限額の見直し ・ 全国各地域における家賃実態、近年の家賃物価の動向を反映したもの
  - ◎ 区分の見直し ・ 世帯人数区分、人数別の上限額、地域区分の見直し
  - ◎ 1人世帯における床面積別の住宅扶助上限額の新設(緩和措置有) ・ 床面積が15㎡以下の場合に減額

～ 都内における取扱い ～ (以下表の      と      箇所が減額対象となる部分です。)

[基準額] <特別区23区全域と2級地の市(羽村市・あきる野市)を除く24市> 単位:円

◎1級地	単身世帯 <sup>(*)</sup>	2人	3～5人	6人	7人以上	(*)床面積別上限額		
	現行基準	53,700	69,800		83,800		10㎡超～15㎡以下	6㎡超～10㎡以下
新基準	変動なし(53,700)	64,000	変動なし(69,800)	75,000	変動なし(83,800)	48,000	43,000	38,000

<羽村市、あきる野市、瑞穂町>

◎2級地	単身世帯 <sup>(*)</sup>	2人	3～5人	6人	7人以上	(*)床面積別上限額		
	現行基準	53,700	69,800		83,800		10㎡超～15㎡以下	6㎡超～10㎡以下
新基準	45,000	54,000	59,000	63,000	70,000	41,000	36,000	32,000

<日の出町、桧原村、奥多摩町、島しょ(町村部)>

◎3級地	単身世帯 <sup>(*)</sup>	2人	3～5人	6人	7人以上	(*)床面積別上限額		
	現行基準	40,900	53,200		63,800		10㎡超～15㎡以下	6㎡超～10㎡以下
新基準	変動なし(40,900)	49,000	変動なし(53,200)	57,000	変動なし(63,800)	37,000	33,000	29,000

[敷金等] 単位:円

敷金等	特別基準額×4
更新料	特別基準額×1.5

特別基準・車椅子使用の障害者等がいる場合、地域に基準額の範囲内の物件がない場合等に適用が可能  
(例)1級地単身者特別基準額…69,800円

- (※) 経過措置等(福祉事務所の判断による適用となります。)
- ① 減額の適用を契約更新時まで猶予
  - ② 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は、見直し前の基準額を適用
  - ③ 自立助長の観点から当該住居への居住が必要と認められる場合等は、床面積別上限額を適用しない